

藤枝市 週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領

（目的）

第 1 条 この要領は、藤枝市週休 2 日推進工事（建築工事）実施要領（令和 7 年 1 0 月 2 0 日藤枝市通達第 3 号）第 4 条を適用する工事において、積算を行うために必要な事項を定め、建築工事における週休 2 日の推進に向けた適切な積算を行うことを目的とする。

（工事費の積算、変更方法等）

第 2 条 工事費の積算は、次の各号のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型による工事においては、当初の工事費は、原則、「完全週休 2 日 （土日）」の達成を前提に労務費及び現場管理費を補正して算出する。

ただし、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、その状況に応じた補正係数に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は補正係数を除し、工事費を算出し、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。

- (2) 完全週休 2 日（土日）Ⅱ型による工事においては、当初の工事費は、原則、「通期の週休 2 日」を前提にして算出する。

ただし、現場閉所（現場休息）の達成状況や「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」の取組の協議の状況に応じて、補正係数に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は補正係数を除し、工事費を算出し、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。

ただし、受注者が対象期間開始前に「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」の取組を希望し、その協議が整った場合は、変更契約時等に併せて、補正係数を変更するものとする。

（単価の補正方法等）

第 3 条 工事費の積算に用いる単価の補正方法等については、静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領に準じる。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 2 0 日以降に設計積算するものに適用する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。